

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

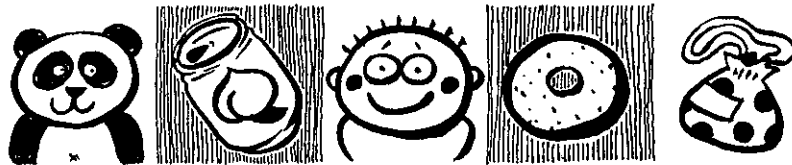
No.17=1993年4月号

☆特集/はじまるよ、国会審議が!! 3・17緊急集会報告と国会情勢☆

◆ No.17 目次 ◆

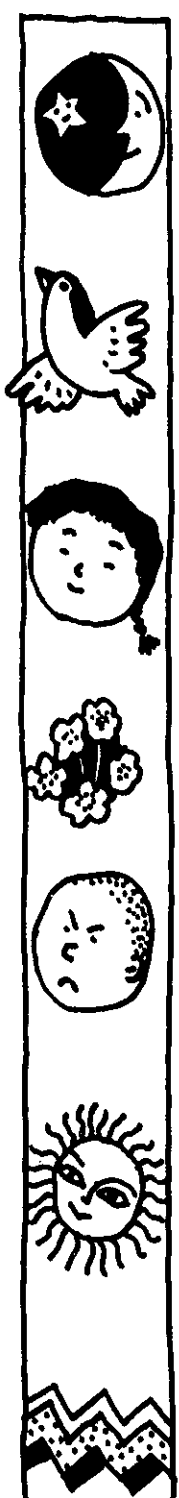
指標=神戸高塚高校女子高生校門圧死事件の神戸地裁判決の要旨	1
◆子どもの権利条約、高校生へのアンケート結果(1) 都留文化大学初等教育学科学生	2
◇はじまるよ、国会審議が!! 3・17緊急集会の報告	5
3・17緊急集会に参加した会員の声・VOICE……	7
外務、法務、文部、厚生各大臣宛に提出した要請書	8
◆書評「別冊・発達」子どもの権利条約と児童の福祉 一番ヶ瀬康子	10
日本社会党、子どもの権利条約批准対策特別委員会を設置	11
☆第126通常国会質疑再録/子どもの権利条約をめくらて……嶋崎 譲、肥田美代子	13
子どもの人権と教育関係の報道と記録から……	18
子どもの人権連の活動日誌(No.6/1992年12月~93年3月)	21

◆子どもの人権連広報委員会から……平野裕二



◆ 活動の基調 ◆

私たちは、憲法・子どもの権利条約・児童憲章・教育基本法・児童福祉法などの理念にのっとり、子どもの権利を考え保障する運動を学校・家庭・職場・地域から大きくおこします。「子どもの権利基本法」(仮称)の制定について研究し、その具体化をめざします。



子どもの人権連 へのおさそい

◆ 子どもの人権保障をすすめる各界連絡協議会 ◆

☆ 代表委員 (50音順) ☆

一番ヶ瀬 康子	日本女子大学人間社会学部教授
大田 堯	東京大学名誉教授
鈴木 祥蔵	部落解放研究所所長、関西大学名誉教授
寺澤 亮一	全国同和教育研究協議会委員長
永井 靈一	日本教育法学会会長、法政大学法学部教授
横山 英一	日本教職員組合中央執行委員長

ご入会へのお願い

1人でも多くの方のご入会をおねがいいたします。子どもの人権連の考え方、今後とりくむべき課題などは、別掲の「よびかけの趣意書」をお読み下さい。

☆ お申し込み方法

- ① 子どもの人権連のよびかけの趣意書、会則に賛同する個人及び団体はどなたでも入会することができます。お申し込み方法&用紙は別紙をご利用下さい。
- ② ご入会にあたっては、年会費を必ずご入金下さい。個人会費は5,000円、団体会費は1口10,000円です。ご入金を事務局で確認した時点で会員となります。

☆ 会員の特典

- ① 会員のみなさまへは、会員情報誌『いんぷおめーしょん 子どもの人権連』(月刊)をはじめ、広報出版物ができ次第、無料で頒布いたします。
- ② 会員のみなさまへは、広報出版物を20%offでお送りいたします。
- ③ 会員のみなさまへは、講師あっせん、講座&学習会のプログラミングなどを優先的にこないます。

(主文) (略)

(理由の要旨)

【罪となるべき事実の概要】

【適用した罰則】 (略)

【争点の判断の要旨】

1 被告の行為の業務性

被告は87年4月以降、神戸高塚高校の生徒指導部員として、校長の方針に基づく校務運営委員会の決議により、生徒指導の一環をなす遅刻防止等のため、校門指導、遅刻指導を実施し、校門指導の当番の際には、登校時刻に門扉を閉鎖する行為をしていた。門扉を閉鎖する行為は、被告の社会生活上の地位に基づき反復継続して行う行為であり、門扉、門壁の構造、重量からすると普通で閉鎖した場合でも門扉には人を死傷させるエネルギーがあって、このような門扉を登校時刻に閉鎖することは、門扉を生徒の身体に当て、門壁との間に狭むなどして生命身体に危害を及ぼすおそれがある行為であるから、刑法211条前段という業務にあたる。

2 被告の過失

(1) 過失の時点

門扉を後ろから押す場合、門の構造上、押し始めから門扉の先端が門壁の間近になるまでの間、門外から登校してくる生徒が死角のため見えず、門扉を押し始める時点までに生徒の動静を確認して事故を避ける措置をとらなければならないが、この時点で過失の有無を判断することになる。

(2) 事故発生の予見不能性

門扉の大きさ、構造等からすると、頭部でなくても、身体の部分によっては、挟まれることにより死亡の結果を生じうるものであるが、被告は過去に20数回門扉閉鎖をしたことがあり、また、生徒に門扉を押し戻されるなどの経験があって、門扉の危険性や、生徒を挟む可能性を知り得たと認められる。

また、神戸高塚高校では、遅刻者に対しグラウンドを走らせる制裁があり、当日は学期末試験の日でもあって、制裁等を受けることを避けるため、閉まりあけの門に向かって危険を冒して走り込みやすいことは、被告にとって予想できると認められる。

(3) 信頼の原則の適用について

神戸高塚高校の校門指導における門扉閉鎖につい

ては、指導に当たる教師の作業分担の規定、申し合わせや慣行はなく、当日、被告と他の2人の教師の間でも、被告の門扉の閉め方や、その危険性について共通認識はみられず、危険防止のための作業分担の打ち合わせ等もなかったから、門扉閉鎖の際、他の教師が、危険の防止のため門の前に待極していることは期待できず、信頼の原則を適用する前提を欠いており、被告が、他の教師が門の外側で生徒を制止してくれると思っていたとしても、信頼の原則により過失がないということとはできない。

【量刑の理由】

(1) 生徒の安全登校についても配慮すべき立場の教師が、門扉の危険性や、生徒を挟むおそれがあることを認識できたのに、厳正に遅刻指導を行おうとするあまり生徒の安全を軽視し、その動静を十分確認しなかったため生徒を死亡させたその業務上の注意義務違反の程度は重い。

短い一生を終わった被害者の無念は計りしれない。家族の悲しみや怒りは強く、厳重処罰を求めていたのも無理はない。

被告自身の側から、慰謝に関し特別の措置をしたことは証拠上まだ認められない。

被告の行為は、教育に携わる者一般に対する社会の不信を生じ兼ねないもので、結果は重大である。

(2) 神戸高塚高校では、生活指導面に力を入れていたが、門扉を閉鎖して遅刻指導をすることを決めた際、その危険性に十分注意が及ばず、門扉の閉め方や、危険防止のための作業分担を決めていなかった。これは、被告個人の刑事責任とは別に、学校として、生徒の登校の安全に関する配慮が足りなかったことを示すものである。このような配慮がなされていれば、当日、近くに他の2人の教師がいながら、事故の防止ができないという残念な事態はなかった。

被害者も、遅刻を免れるため、門に駆け込み、災いを招いた。

被告は、今までに勤務した3つの高校を通じて、生活指導に熱心な教師であり、事件については反省している。また、被告は、懲戒免職となり、その他にも社会的制裁を受けている。

(3) (略)

◆子どもと権利条約、高校生へのアンケート結果(1)

BY 都留文化大学初等教育
学科家庭科専攻一同

◆ 広報委員会から……子どもの人権連事務局宛に1通の封書が届きました。「子どもの人権連様」と書かれた手紙(別掲)と調査資料(アンケート集計)が同封されていました。

広報委員会では、貴重なアンケート集計(資料)を今号と次号で全文を会員のみなさまにお知らせすることにしました。都留文化大学のみなさんに心から感謝いたします ◆

拝 啓

私達は、都留文科大学文学部初等教育学科家庭科専攻家族社会学演習Ⅰの受講生16名です。

今、子どもの権利条約のchildにあたる語いを子どもと訳すか、児童と訳すかという問題があります。

そこで私達は、18歳または18歳未満に属する高校生に対し、彼らはどう「18歳未満の者」をとらえているのか、山梨県内にある2つの高校に協力してもらい、異なる内容のアンケートをとりました。

結果は、同封したプリントをご覧になっていただければわかると思うのですが、着眼していただきたい点が、アンケートAのHとアンケートBのQ5です。アンケート内容はA・B異なりますが、高校生達に直接「18歳未満の者」について回答してもらった結果です。

アンケートAは、選択肢(a. 児童、b. 子ども、c. 分らない、d. その他)と設け、アンケートBは□の権利条約として「18歳未満の者」にあたる言葉を自由に記入してもらおうという形をとりました。

アンケートAでは、「子ども」と答えた高校生が一番多かったのに対し、アンケートBではQ4-aを受けて、Q5では青少年という回答が多くなったのではないかと思います。

18歳未満を「児童」と「子ども」の2つから選択するとなると「子ども」とするが、「青少年」という言葉があると、それを選択するようです。又、分らないを回答した高校生が多いことも、法的には20歳未満(未成年)となるが、気持ちの上では大人だと思っている高校生達の、どこに所属するのかかわからないという、微妙な気持ちの表れではないだろうかと思われれます。

このアンケートが、貴団体の活動に何らかのお役に立てばと思っています。 敬 具

平成5年2月10日

都留文科大学初等教育学科2年家庭科専攻一同
代表 黒 木 済

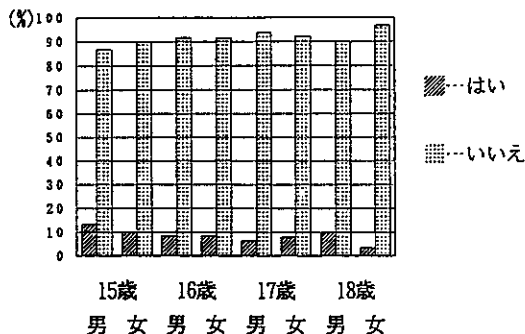
『高校生へのアンケート・B』集計結果

先日は私たちのアンケートにご協力いただき、ありがとうございました。集計結果が出ましたので、ご報告します。

1992年10月

総計 855名	15歳 154名	16歳 296名
	男 75名	男 132名
	女 79名	女 164名
	17歳 306名	18歳 99名
	男 142名	男 40名
	女 164名	女 59名

Q1 あなたは、この権利条約があることを知っていましたか。

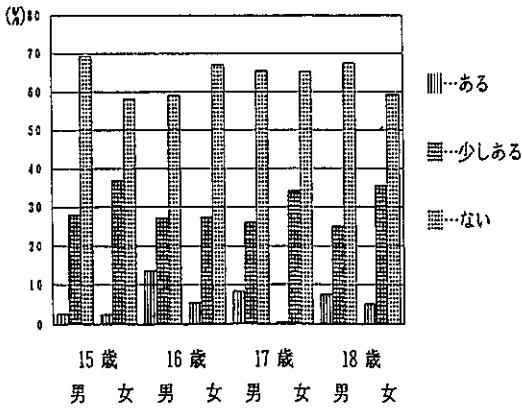


子どもの権利条約の存在を、90%の高校生が知らなかった。ある程度は予想していたが、それ以上だった。

15歳男子の13%が知っていたという方が驚いた。しかし、小学校および中学校で、子どもの権利条約を何らかの方法で教える機会を設ける必要がある。

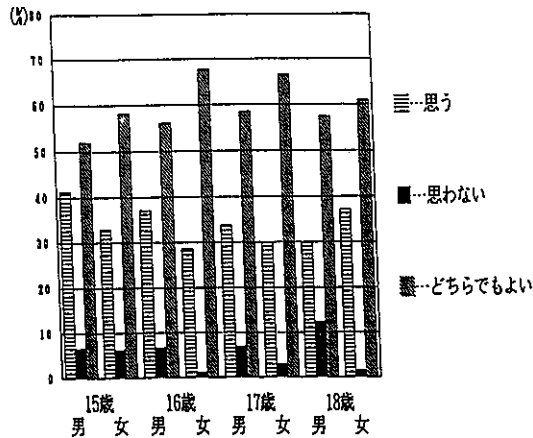
18歳女子59人中2人しか存在について認識していないのは、あまりにも権利条約の存在が薄いことが如実に現れているのだろうか。

Q2 あなたはこの権利条約に興味、又は関心がありますか。



全体的に男子のほうが、興味がある、ないがはっきりしている。反面、女子の方は、ないという人の割合が一番多いことは確かであるが、すこしあるという人の割合は男子よりも多い。アンケート結果より、この条約を知らない人がほとんどで、このアンケートによって何となく内容をしただけであるから、もう少しこの条約を知ってもらえば、興味のある人が増えるのではないかと思われる。

Q3 この条約を日本でも採択した方がよいと思いますか。

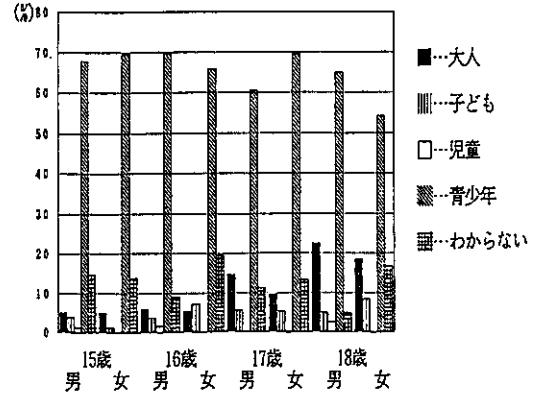


まず、全体としてどちらでもよいと考えている人が50%以上である。これは、Q1・Q2の結果から、条約の採択によって自分たちの環境がどう変わるか期待がもてないからではないかと思う。

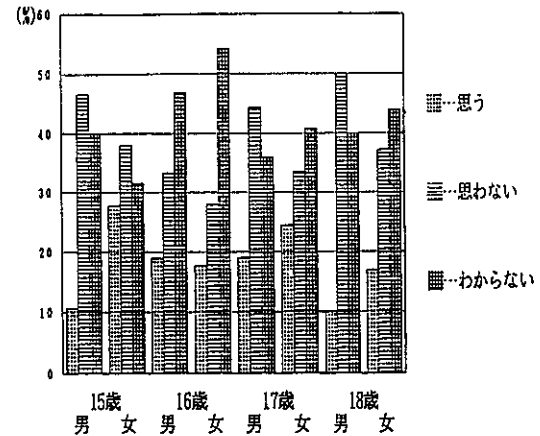
また、18歳男子で「思わない」が2ケタにな

るのは、もう自分たちには関係ないと考えているのかもしれない。

Q4-a あなたは現在、自分がどこに該当すると思いますか。



Q4-b あなたは自分が一人の人間として、社会のなかで認められていると思いますか。



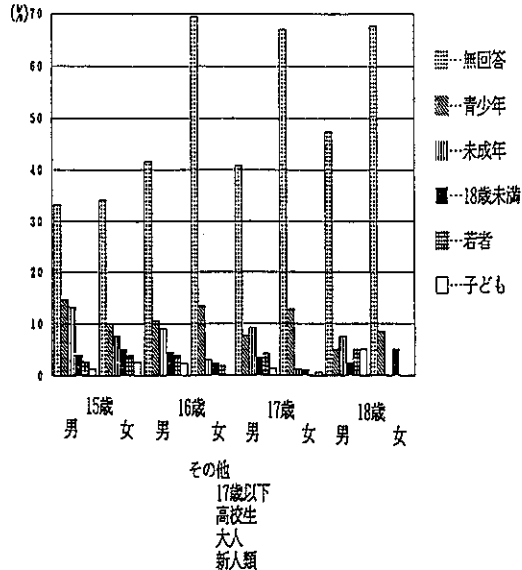
どの年齢をみても約7割の人が、自分が「青少年」と答えている。これは、自分を「大人」とも「子ども」ともおきかえられず、大人と子どもの中間という意味をもつ「青少年」へと意見が集まったのだろう。

また、「わからない」と答えた人が「青少年」について多かったということから、高校生という年代は中途半端でわかりづらい位置にいたことがわかる。

bについては、aで「青少年」と答えた人が多かったことが反映して、大人と子どもの中間の位置では「社会では認められていない」ある

いは「わからない」と考える人が大多数を占めるという結果となったのであろう。

Q5 あなた自身も含まれる「18歳未満の者」を一言でいうならば、どんな言葉がふさわしいと考えますか。



複数の回答がえられたが、中でもQ4の回答から自分を含む権利として「青少年」の権利条約と答えた人が目立った。同類の意味をもつ「未成年者」が次に続いて多い。

「無回答」がどの年齢をみても圧倒的に多いのは、ひとつの理由として「自分」の位置が定かでないため、この権利条約を自分に近いものとしてうけとめることができなかつたためと考えられる。もうひとつの理由は、アンケート枠としてQ5を提示しなかつたため、回答枠を見落としてしまったと考えられることである。

以上のような結果がでました。今後の私たちの研究活動に役立たせていただきます。

どうもありがとうございました。

都留文科大学初等教育学科2年

家庭科専攻生一同

子どもの権利条約 実施のための ◆1,000円(〒240円)◆ Q&A

✦ 子どもの権利条約を国や自治体、そして、私たち自身が実施するための具体的な方法を豊富な資料を使って提示 ✦

☆ 在庫僅少。お早目にご注文ください ☆

差別(2条)の内容と意義/意見表明権(12条)/学校教育と教育行政/遊び(31条)の権利/親の責任と児童福祉/児童福祉施設/保健・医療/少年司法(37条・40条)/国際協力/自治体でのとりくみ/学校・子どものとりくみ……

子どもの人権連 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館/03-3265-2174 F=03-3230-0172

活動
報告

は・じ・ま・る・ヨ、国会審議が!!

◆ 「子どもの権利条約」の早期完全批准を求める3・17緊急集会 ◆

◆ 「子どもの権利条約」の早期完全批准を求める3・17緊急集会＝は・じ・ま・る・ヨ、国会審議が!! は、国会議事堂裏手の衆議院第2議員会館の第1会議室で3月17日(水)午後1時きっかりに開会されました。

この緊急集会と、それに続いて展開された4省要請行動(外務、法務、文部、厚生)、議員要請行動の目的は、①第123通常国会以降継続審議となっている「子どもの権利条約」(政府訳＝児童の……) 批准のための承認案に対する私たちの要請課題＝早期完全批准を再確認すること、②批准承認案件の問題点と課題(子どもの人権連ブックレットNo.2所収の荒牧重人氏論文参照)を国会(議員)、関係省庁に明らかにし、その解決をめざすこと、③以上の立場を全政党に理解を求め、慎重な審議を要請すること、④この緊急集会を第126通常国会での要請行動と今後の運動展開のスタートとして位置づける——の4点にまとめられます。

◆ 3・17緊急集会は、子どもの人権連と批准の会の共催で開催され、それぞれの団体を中心に154人が参加。

また、ユニセフ(国際連合児童基金)駐日代表

事務所、参議院外務委員会調査室、毎日新聞、朝日新聞、京都新聞、消費経済新聞など、諸機関、マスコミ関係者のみなさまの参加がありました。

◆ 集会の司会・進行は、松淵昂(日本教職員組合)と中島敏彦(部落解放同盟)の両氏が担当。

集会に出席した両団体の代表委員(寺澤亮一、横山英一、星野安三郎、大田堯、鈴木祥三各氏)を代表して、大田堯(子どもの人権連)、鈴木祥三(批准の会)の両氏が挨拶。引き続き、子どもの権利条約をめぐる情勢について、荒木康雄全同教事務局長が報告をおこないました。

◆ この後、「子どもの権利条約の国会審議に臨む各政党の態度」についての報告を受けました。

- ① 自由民主党＝谷垣禎一衆議院議員、ユニセフ議員連盟事務局長
- ② 日本社会党＝土井たか子衆議院議員、子どもの権利条約批准対策特別委員長
- ③ 公明党＝遠藤乙彦衆議院議員
- ④ 日本共産党＝古堅実吉衆議院議員
- ⑤ 社会民主連合＝菅直人衆議院議員
- ⑥ 民主改革連合＝乾晴美参議院議員



⑦ 第二院クラブ=喜屋武真栄参議院議員

※ なお、民社党、日本新党、スポーツ平和党、
進歩党代表は、それぞれ欠席されました。

◆ 集会と併行しておこなわれた各省要請行動
は次の通り。

※ 外務省	(14:30～ 吉沢裕国際連合局人権 難民課長ほか)
※ 法務省	(14:00～ 頃安健司大臣官房秘書 課長ほか)
※ 文部省	(14:00 行田博学術国際局国際 企画課長ほか)
※ 厚生省	(14:50～ 清水康之児童家庭局長 ほか)

◆ この後、各界からの意見表明、3・17緊急集
会アピールの提案と採択、集会のまとめと今後
の行動提起(福山真劫氏=全日本自治団体労働
組合)をおこない集会は終了。

◆ 集会後、議員要請行動を実施。今回は、衆・
参両院の外務委員会及び文教委員会所属の全議
員を対象に要請行動をおこないました。

◆ ご出席いただいた衆議院議員

※ 党代表でご挨拶をいただいた方を除く ◆

- ① 秋葉 忠利氏
(社/広島1区/外務委員会所属)
- ② 伊東 秀子氏
(社/北海道1区/法務、厚生委員会所属)
- ③ 上原 康助氏
(社/沖縄/外務委員会所属=理事)
- ④ 遠藤 乙彦氏
(公/東京2区/外務委員会所属=理事)
- ⑤ 川島 實氏
(社/愛知4区/外務委員会所属)
- ⑥ 外口 玉子氏
(社/東京4区/厚生委員会所属)
- ⑦ 小森 龍邦氏(秘書・石川弘美氏)
(社/広島3区/法務委員会所属=理事)
- ⑧ 松本 龍氏(秘書・本川和也氏)
(社/福岡1区/建設委員会所属)



◆ ご出席いただいた参議院議員

※ 党代表でご挨拶をいただいた方を除く ◆

- ① 今川 澄氏
(社/長野/厚生委員会所属)
- ② 北村 哲男氏
(社/比例区/外務委員会所属=理事)
- ③ 竹村 泰子氏
(社/北海道/法務委員会所属=理事)
- ④ 谷畑 孝氏
(社/大阪/商工委員会所属、
党教育文化局長)
- ⑤ 肥田 美代子氏
(社/比例区/文教、予算委員会所属)
- ⑥ 森 暢子氏
(社/岡山/文教委員会所属)

☆ 3・17緊急集会に参加した会員の声・VOICE・……

- ① 今回の集会は良かった。教育関係の法令、現在の文部省を中心とした教育を根本的に洗い直す必要を感じる。情報資料の送付を希望します。(山田拓雄=地方公務員)
- ② 社会党の批准にむけての考え方を聞くことができて良かった。教育現場の整備が早急の課題ではないかと思う。(井上道子=公務員)
- ③ 所属団体から聞いて参加。土井たか子さんの元気な具体的な発言が良かった。学校教育の中でも子ども自身がものを決定する権利があるということをひとつづつ実施できるようにしたい。子どもの権利条約と国内法との関連についての講座を企画してほしい。情報資料の送付を希望します。(泉 祐子=保健婦)
- ④ 各党が一堂に会しての集会は、大変力強いものがあつたし、それぞれの挨拶に国会の状況が反映されているようで生々しく感じた。(島田健一)
- ⑤ 所属団体から聞いて参加。各党の議員の方々も一団となって権利条約の批准・実施に当っておられ、活気があつた良い集会だと思う。(坂本ユミ=保母)
- ⑥ 初めての体験だったが、ほぼ全党が参加され、完全批准にむけて大きな手応えがあつたように思う。今後も、このような集会を前向きにやってほしい。全党の代表議員の現状報告が聞けて良かった。(井上由美子=保母)
- ⑦ 所属団体から聞いて参加しました。集会は、とてもわかりやすく良かったし、色々な話が聞けて良かった。子どもの権利条約について、いま、子どもの置かれている状況についても知って、学びたい。情報資料の送付を希望します。(大場一恵=保母)
- ⑧ もっと多くの人の参加があつたほうが良かったと思います。めつたにない超党派の議員が一堂に会しての集会に参加でき、議員要請行動に参加できて有意義でした。(長澤千恵=地方公務員)
- ⑨ 各党の議員さんが同席して、和やかな会合が開かれて意義のあるものだったと思う。自民党も完全批准すると良いのですが……。(山田ちえ=団体職員)
- ⑩ 初めての参加でした。子どもの権利条約については、その内容や活動経過などわからないままの参加でしたが、報告を聞いて少しですが理解できました。早期完全批准のために頑張りたいと思います。(松尾キミヨ=地方公務員)
- ⑪ 所属団体から聞いて参加。参政権を18歳以上にすることが必要なのでは……。(大野昭之=教員)

▶P17へ→

★子どもの人権運ブックレットNo.2★

子どもの権利条約 対訳集

A5版
500円(〒240)

◇ 解説=子どもの権利条約の批准にあたって ◆
～ その問題点と課題 ～

はじめに/条約についての認識と、とりあつかい
の問題点、留保・解釈宣言の問題点/政府訳の
問題点/名称の問題点/個別の問題点

◆ 政府資料=児童の権利条約の締結についての承認を求め
るの件、日本国政府の留保、外務省の説明書

英文、国際教育法研究会訳、政府訳、ユニセフ駐日事務所訳(仮訳)

子どもの人権連

東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育
会館 03-3265-2174 F=03-3230-0172

◆ 外務大臣、法務大臣、文部大臣、厚生大臣宛に提出した 「子どもの権利条約」の早期完全批准を求める要請書 ◇

1993年3月17日

外務大臣
渡 辺 美智雄 殿

「子どもの権利条約」の早期 完全批准を求める要請書

子どもの人権保障をすすめる各界連絡協議会

☆代表委員☆

一番ヶ瀬 康 子	日本女子大学人間社会学部教授
大 田 堯	東京大学名誉教授
鈴 木 祥 蔵	部落解放研究所所長、関西大学名誉教授
寺 澤 亮 一	全国同和教育研究協議会委員長
永 井 憲 一	日本教育法学会会長、法政大学法学部教授
横 山 英 一	日本教職員組合中央執行委員長

子どもの権利条約批准の会

☆代表☆

鈴 木 祥 蔵	関西大学名誉教授
星 野 安三郎	立正大学教授
丸 木 俊	画家
武者小路 公秀	明治学院大学教授
花 岡 一 江	部落解放同盟

1989年11月20日、国連で「子どもの権利条約」が採択されました。この条約はすでに129ヵ国が批准（署名は日本を含め27ヵ国、署名もしていない国は30ヵ国）をおこなっています（1993年2月16日現在）。

また、92年9月から10月にかけては「国連・子どもの権利委員会第2会期」（ジュネーブ）が開かれ、この権利委員会では、「子どもの権利条約」に盛り込まれた“子ども最優先の原則”に立った各国の実施措置についての検討が開始されています。

いま「子どもの権利条約」の批准承認案が、国会で審議されています。

国内外には、困難な状況のなかで生きている子どもがたくさんいます。国際的には「南」の国々を中心に、戦争や飢餓、疾病の蔓延等によって子どもの生きる権利、健康への権利が奪われている状況にあります。一方、経済大国とい

われる我が国でも、学校等での過剰な管理、少年の冤罪事件、幼児虐待などがあります。加えて、子どもは“未熟”だとして、市民的権利がほとんど保障されていません。

私たちは、こうした状況を大きく改善するために、「子どもの権利条約」が積極的な役割を果たすものと期待し、「条約」の完全批准を求めてきました。

しかし政府案では、条約名称を「児童の権利に関する条約」としたこと、条約の一部を解釈宣言および留保したこと、条約実施にあたっての関係国内法の改正や予算措置は必要ないとしたことから明らかなように、本条約の理念を積極的に生かそうとする姿勢が見られません。

私たちは、国会や政府が「子どもの権利条約」を国際的、国内的にもきわめて重要なものとしてとらえ、その理念や規定を生かすためにじゅうぶんな審議と具体的施策づくりをおこなうよう、次のことについて要請致します。

記

1. 条約名称は、「子どもの権利に関する条約」（子どもの権利条約）とすること。
2. 解釈宣言（9条1項＝親子の分離規定、10条1項＝家族再会のための出入国）および留保（37条(C)の第二文＝自由を奪われた子どもの適正な取扱い）は行わないこと。
3. 不適切、あるいは子どもの権利を限定的にするような訳を再検討すること。
（原住民→先住民、私生活→プライバシー、身元関係事項→アイデンティティ、収容→措置、施設→機関、職務→サービス等）
4. 外務省がとりまとめた「西暦2000年に向けての国内行動計画」を条約審議のなかでとりあげ、その充実に務めること。
5. 子どもを含むすべての人びとに条約を知らせるための具体的計画を策定すること。

法務大臣
後藤 正 晴 殿

◆前文は共通

記

1. 条約名称は、「子どもの権利に関する条約」(子どもの権利条約)とすること。
2. 解釈宣言(9条1項=親子の分離規定、10条1項=家族再会のための出入国)および留保(37条(c)の第二文=自由を奪われた子どもの適正な取扱い)は行わないこと。
3. 関係国内法制度の改正および、整備に着手すること。
 - (1) 2条(差別の禁止)に関連し、婚外子差別の禁止(民法900条、戸籍法49条の改正)、障害児差別の禁止(学校教育法23条の改正)を行なうこと。
 - (2) 21条(養子縁組)に関連し、民法798条を改正すること。
 - (3) 第37条(死刑・拷問等の廃止、自由を奪われた子どもの適正な取扱い)、第40条(少年司法)に関連し、少年法10条及び31条を改正すること。
4. 子どもを含むすべての人びとに条約を知らせるための具体的計画を策定すること。
5. 条約実施のための予算を確保すること。

文部大臣
森 山 真 弓 殿

◆前文は共通

記

1. 条約名称は、「子どもの権利に関する条約」(子どもの権利条約)とすること。
2. 関係国内法制度の改正および、整備に着手すること。
 - (1) 2条(差別の禁止)に関連し、障害児差別をはじめ、アイヌ差別、在日外国人差別、部落差別等国内での差別の禁止に必要な国内措置を行なうこと。
 - (2) 12条(意見表明権)に関連し、懲戒における聴聞を保障(学校教育法11条の改正)すること。
 - (3) 28条(教育への権利)に関連し高校の無償制(28条1(b))を保障(学校教育法6条の改正)すること。

- (4) 16条(プライバシー・通信・名誉の保護)、13条(情報の自由)、28条1(d)(教育情報へのアクセス)規定に関連し、個人情報保護法(13条1項)を改正し、成績評価などの本人開示を保障すること。
3. 不適切、あるいは子どもの権利を限定的にするような訳を再検討すること。
(原住民→先住民、私生活→プライバシー、聴取される機会→聴聞される機会等)
4. 外務省がとりまとめた「西暦2000年に向けての国内行動計画」を条約審議のなかでとりあげ、その充実に務めること。
5. 子どもを含むすべての人びとに条約を知らせるための具体的計画を策定すること。
6. 条約実施のための予算を確保すること。また、自治体が施策を行なうことを国として奨励すること。

厚生大臣
丹 羽 雄 哉 殿

◆前文は共通

記

1. 条約名称は、「子どもの権利に関する条約」(子どもの権利条約)とすること。
2. 関係国内法制度の改正および、整備に着手すること。
 - (1) 34条(c)(性的搾取、ポルノ的な題材使用の禁止)に関連し、児童福祉法34条(禁止行為)を改正し、児童をポルノビデオ・写真等ポルノ的な題材に使用する行為を禁止すること。
 - (2) 20条(家庭環境を奪われた子どもの養護)に関連し、家庭環境を奪われた子どもの権利に関する立法措置を行うこと。また、養護施設入所児童の措置解除(15歳)を改正し高校に進学するか否かを問わず18歳まで措置を継続すること。
3. 不適切な配慮の足りない訳、あるいは子どもの権利を限定的にするような訳を再検討すること。
(収容→措置、施設→機関、役務→サービス、設備→施設等)
4. 子どもを含むすべての人びとに条約を知ら

▶P17へ→

いま、子どもの福祉問題は、新たな局面を迎えている。それは、地球規模でのいちじるしい環境の変化に伴うさまざまな問題が多様化し、さらに深まってきているということである。発展途上国の子どもたちの福祉問題はいうまでもない。飢えと病いに苦しみ、生存さえ保障されない子どもたちの福祉こそ、まず急がなければならない問題である。

同時に、身近な日本の子どもたちの場合にも、さまざまな考えなければならない問題がある。まず家庭の崩壊が、子どもたちにきびしい心身の傷をあたえている。子どもの虐待が顕在的にも、潜在的にもふえているのである。また養護施設には、親が居ても養護をうけられず、はいてくる子どもがふえている。

他の子どもたちのなかにも、家庭があっても家庭がないに等しい子どもたち、また住宅問題や環境破壊のなかで、身体も心もおかしくなっている子どもたちが多くのである。働くことが女性の人権である昨今、保育問題もまた深刻である。

以上のことを含めて、子どもの福祉に関し、“子どもの権利条約”のもつ意味は、きわめて大きい。この本は、子どもの福祉問題を、多面的にそして深くとらえ、“子どもの権利条約”の批准を願い、さらに今後の在り方を努力するため、編まれたものである。各面での専門の方々にくわわっていただき、いわば問題提起の書としてまとめたものである。

今後“子どもの権利条約”が批准された後で

も、実際に見えないところで、さまざまな福祉問題が存在するであろう。したがって“子どもの権利条約”の実質化をはかるためにも、この本はいっそう読まれなければならないものとなる。

今まで、教育の面からとらえた“子どもの権利条約”は、何冊か出ている。だが、福祉問題からとらえたものは、まさにこの一冊である。この一冊で、子どもの人権阻害の実態を、そして、“子どもの権利条約”を中心に、今後努力すべきことを、しっかりと検討していただきたい。福祉問題をかかえた子どもたちの人権こそ、すべての子どもたちの人権を保障するために、その基底をなすものであり、何よりも優先すべきものである。

◇『別冊・発達』主な構成◆

- I 子どもの権利条約からの出発
- II 子どもが健やかに生まれ、育つ社会のしくみを考える
- III 子どもをとりまく環境を見なおす
- IV これからの保育問題を考える
- V 施設養護の明日をひらく
- VI 障害をもった子の生き方をさぐる
- VII 非行問題と子どもの福祉権
- VIII 児童とともにあるマンパワーの課題
- IX 国際的視野に立って、児童の福祉を考える

◆ 会員のみなさまからの投稿をお待ちしています。近況報告、子どもの人権連へのご意見や問題提起、講座や学習会の報告、子どもの人権保障に関する研究報告など、内容はご自由です。

◆ 字数は800～1000字程度、但し、研究報告は2000～3000字程度。

◆ メ切り日は特にありません。掲載の有無や掲載月などのお問合せはご遠慮ください。

★ 会員のみなさまへ ★
原稿募集中。

◆日本社会党、子どもの権利条約批准対策特別委員会を設置◇

◆ 日本社会党は、第126通常国会での子どもの権利条約の徹底審議をめざし政策審議会内に「子どもの権利条約批准対策特別委員会」を3月1日に設置した。

特別委員会の委員長には土井たか子氏（衆院外務委員会理事）、事務局長には北村哲男氏（参院外務委員会理事）が就任。

特別委員会は、同党の外務部会、法務部会、文教部会、厚生部会から推せんを受けた14人で構成されており、これらの議員は批准承認案が審議される外務委員会での質問者として臨むメンバー（14人の委員名は別掲の通り）。

◆ 同委員会は、発足翌日の93年3月2日（火）から4日間連続して学習会を開催。また、3月9日（火）には自治労（全日本自治団体労働組合）、日教組（日本教職員組合）、部落解放同盟の運動3団体から、権利条約に関するヒアリングを実施。

◆ 同委員会の学習会・運動団体からのヒアリングの日程は次の通り実施された。

なお、同委員会の事務局は同党政策審議会室内に設置されている。

東京都千代田区永田町2の2の1

衆議院第1議員会館内

TEL 03-3581-5111 内線 3880～3884

FAX 03-3502-5857

◆ 同委員会のメンバー14人は次の通り。なお、団体会員である日教組、自治労などは、同委員会所属議員への激励ハガキ行動、完全批准にむけた慎重審議などを要請する行動を独自に推進している。会員のみなさまの同趣旨の行動、資料提供などを要請します。

〔子どもの人権連・組織国民運動委員会事務局長＝高橋 公〕

◆資料/日本社会党、子どもの権利条約批准対策特別委員会の学習会&ヒアリング日程◆

日 時	場 所	テ ー マ	講 師
3/02 (火) 15:00	衆 院 2 - 4	条約の歴史的な経過、国際法的な位置付け及び条約の特徴点	永井憲一氏＝法政大教授
3/03 (水) AM 8～10	衆 院 2 - 3	政府案の問題点 (留保、訳文、国会承認手続きの問題など)	荒牧重人氏＝山梨学院大
3/04 (木) AM 8～10	衆 院 2 - 4	少年法との関係など児童福祉法との関係	吉峯康博氏（弁護士） 長谷川重夫氏＝東京育成園園長
3/05 (金) AM 8～10	衆 院 2 - 1	国連子どもの権利委員会、既批准国の対応と日本政府の対応の非核	世取山氏＝一ツ橋大学講師 平野裕二氏（ARC代表）
3/09 (火) PM 1～3	衆 院 2 - 1	日教組、自治労、部落解放同盟との意見交換	

☆ 資料 / 日本社会党、子どもの権利条約批准対策特別委員会 ☆

氏名	社会党所属部会	事務局No.	TEL No.	FAX No.
土井 たか子 (委員長)	外務部会	衆第2-320号	03-3508-7070	03-3502-6155
北村 哲男 (事務局長)	外務部会	参-708号	03-3508-8708	03-3507-9740
〔衆議院〕				
秋葉 忠利	外務部会	衆第1-215号	03-3508-7215	03-3592-9059
鈴木 喜久子	法務部会	衆第1-436号	03-3508-7136	03-3593-7323
佐藤 泰介	文教部会	衆第2-713号	03-3508-7463	03-3595-3107
嶋崎 譲	文教部会	衆第2-334号	03-3508-7084	03-3502-5804
伊東 秀子	厚生部会	衆第1-430号	03-3508-7130	03-3592-6664
川島 實	外務部会	衆第2-434号	03-3508-7434	03-3593-7127
高沢 寅男	外務部会	衆第1-305号	03-3508-7308	03-3506-7890
小森 龍邦	法務部会	衆第1-217号	03-3508-7217	03-3508-7168
〔参議院〕				
肥田 美代子	文教部会	参-439号	03-3508-8439	03-3502-7701
日下部 禎代子	厚生部会	参-528号	03-3508-8528	03-3508-8528
堂本 暁子	外務部会	参-422号	03-3508-8422	03-3506-8085
竹村 泰子	法務部会	参-603号	03-3508-8603	03-3507-9740

※ 衆議院第1議員会館 = 東京都千代田区永田町2の2の1 } TEL 03-3581-5111(代)
 ※ 衆議院第2議員会館 = 東京都千代田区永田町2の1の2 }
 ※ 参議院議員会館 = 東京都千代田区永田町2の1の1 TEL 03-3581-3111(代)

子どもの権利条約と 国内法の問題点

◆ B5版・300円(¥240) ◆ 話題のパンフレット ◆

「子どもの権利条約」(国際教育法研究会訳)に次ぐ子どもの人権連
 の広報出版物(1990年1月刊)。子どもの人権連学習研究委員会・
 現行法制検討小委員会報告。

※ 子どもの権利条約とそれにかかわる現行国内法制につい
 て、条約の各条項ごとに、主として国内法の問題点をま
 とめたもの。

※ 本書は、30回にわたる研究会での検討結果をまとめたも
 ので、各条文毎に関係する国外法を挙げ、主に条約内容
 に国内法が違反・抵触したりその疑いが強いものなどを
 指摘したもの。

★ 批准運動後の学習テキストとして最適 ★

子どもの人権連

東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育
 会館6F/03-3265-2174

◆ 第126通常国会質疑再録/子どもの権利条約をめぐる ◆

☆ 1993年1月28日、衆議院予算委員会での 嶋崎議員(社会党)の質疑から ☆

○嶋崎委員 最後の一つ。

今国会で子供の権利条約の批准をお願いしたい。この名称、ネーミングの問題ですが、外務省が何を固執しているのかわかりませんが、外務省がどうか知りませんが、聞き及ぶのは外務省であるかに聞いていますから、間違っておるかもしれない。児童の権利条約とネーミングするのか、子供の権利条約とネーミングするかによって、何も僕らは国内法をわんわんわんわん責め立てていくために言うておるんじゃないんです。世界の常識に合わせてこの原語を翻訳すれば、子供の権利条約なんです。

そうすると、児童の問題や、それから児童福祉法の問題や学校教育法の問題やいろいろあるものについて、今後どのように検討するかということになるわけですから、そういう意味で、これだけ時間をかけて今国会で批准の手続きをおとりになるなら、素直に子供の権利条約という形で閣議の、一遍閣議にかかっているんですから、閣議でかけていただいて、改めて検討した上でネーミングの検討をお願い申し上げたい。

総理いかがですか。並びに外務大臣、文部大臣にお聞きして質問を終わります。

○渡辺国務大臣 一つの考え方でして、私もそれがいいのかなと思ひまして、いろいろやってみたんですが、ほかの法律がみんな児童とかなんかになっておるし、そいつを直すとかどうかという厄介なことでもあるし、党内手続も厄介でして、それでもう大体あきらめているんです。

○嶋崎委員 文部大臣の見解。文部省はいいと言っているんだ。前の文部大臣はいいですよと言っているんですから。社会党と話が合うんじゃないですよと言っているんですから、総理、外務の答弁をとんとんと……。

○丹波政府委員 先生、突然の御質問でござい

ますけれども、日本が現在まで締結した条約におきまして、児童の権利条約の中でチャイルドという言葉が使われておりますけれども、従来締結した条約の中で、チャイルドというものが親子関係における子という意味に限定される場合には子という訳が用いられておりますけれども、こういう条約の場合には児童という訳語が従来用いられてきたものですから、そういうことも念頭に置いて児童という言葉で御提出しておるといふ次第でございます。

○嶋崎委員 外務省は教育的じゃないからわからないんです。それだけ言っておきます。

終わります。(拍手)

☆ 1993年2月17日、衆議院文教委員会での 嶋崎議員(社会党)の質疑から ☆

○嶋崎委員 そこで、最後に聞きます。まだ時間はあるけれども、この問題を締めくくる意味で。

子供の権利条約をどうして児童ということに拘泥するんですか。なぜ子供の権利条約と言わないんですか。外務省のこの間の前国連局長、予算委員会の僕の質問に、あと一分ですから、あんなの答弁にならぬですよ。文部大臣ならば教育的に答えられるでしょう。どうですか。

○森山国務大臣 私も先生のお気持ちはよくわかります。子供という方が普通の日本語の会話の中に普通に出てくる言葉ですから、その方がなじみがあって温かみもあるというお気持ちは私も同感でございますが、条約ということになりますと、それを批准するというプロセスの中で、公文書としてほかの文書との整合性とか、そういうことを考えなければいけないということで児童というふうに訳さなければならないということになっているようでございまして、大恋残念ながら児童というふうに言わざるを得ないようでございます。

○嶋崎委員 そこがだめなんです。僕が言っているのは、子供は、すくすくと成長していくプロセスで学校によって教育が行われ、体育を

やったりいろいろやって子供は変化し成長していくわけで、子供が主体で成長していくんですよ。そのときに学校では、小学校は学齢児童と言って、それで中学ではわざわざ読みかえて生徒と言ひ、高等学校はまた生徒という。児童生徒というのは学校から見た子供観なんです。人間の本来のある姿じゃないんです。今大事なことは、自然の中に人間と自然が共存する。人間だって自然の一部なんです。そこには競争があり、そういう中にある一部の人間が育っていく際に学校がどのようにかかわるかというふうに考えなければいかぬ。そのときに、今学校教育法では、片一方は児童と言ひ片一方は生徒と言っている。福祉法では別のことを言っている。したがって、法律はそうになっていますから変えられぬのですという発想は、やはり子供をすべて対策、協議の対象と見ているということです。価値観がひっくり返っちゃっているんです。子供主体で教育を考えているんじゃない、ひっくり返っていると僕は思うよ。我々戦前の教育はもうひっくり返されたまま、それで経験している。戦後はそうでなくなったと思ったからよかったと思ってきた。だから今のような、公文書

がそうになっていますから変えられませんなんというのは、それは教育的な回答じゃないんです、そんなものは。これは文教委員会の議論じゃないですよ。なぜ子供を学校教育法では児童と言ひ、生徒と言ったか。それが各法律において違うんなら、それを共通できるようなものに変えればいい。簡単なことです。立法府でやることですよ。そうでしょう。だから、公文書がそうになっているから、それでは回答になりません。文部大臣、それは教育的じゃないですよと僕は思うな。いかがですか。

○森山国務大臣 先ほども申しましたように、私も先生のお気持ちには全く同感でございますが、残念ながら変えられないようございまして、まことに遺憾だと思います。

○嶋崎委員 私は、教育じゃないけれども、森林というのは非常に重要だと思うから、僕は国有林専門です。山博士です、僕は。それで、閣議了解したんですよ。かつての林野庁の国有財産の管理の仕方では累積が出て事業の経営ができないというときに、大蔵省やったんじゃないん

◆子どもの人権連に寄せられた書籍・パンフレット・資料など(1993年3月~4月/No.2)

- ① 「この会通信」No.5 婚外子差別をなくし、戸籍制度を考える会
→ TEL & FAX 092-596-8265
- ② 「アジア記者クラブ通信」第11号 アジア記者クラブ → 〒169 東京都新宿区高田馬場3-9-14
- ③ 日本社会党第2次シャドーキャビネット「人権・女性委員会の活動」
→ 参議院議員=堀 利和事務所 TEL & FAX 03-3508-8206
- ④ 「自治労通信」No.562 全日本自治団体労働組合 → TEL 03-3263-0263
- ⑤ 「福祉広報」No.412 社会福祉法人東京都社会福祉協議会 → TEL 03-3268-7171~5
- ⑥ ハンドブック24「制度の活用'93」 社会福祉法人全日本精神薄弱者育成会(手をつなぐ親の会)
→ TEL 03-3431-0668
- ⑦ 「自然食通信」No.55 自然食通信社 → TEL 03-3816-3857
- ⑧ 「PKO 法違憲訴訟の会ニュース」No.5 PKO 法違憲訴訟の会 → TEL 03-3813-0328
- ⑨ 「日本全国書誌」No.1900 国立国会図書館 → TEL 03-5821-2331
- ⑩ 「つばさのように」 エクパット・ジャパン・かんさい
→ TEL 03-3203-0372(ストップ児童買春の会)
- ⑪ シンポジウムの記録「日本の戦争責任とアジアの教科書」 日本社会党教育文化局
→ TEL 03-3580-1171
- ⑫ 「毎日小学生新聞」 毎日新聞社 → TEL 03-3212-0321
- ⑬ 「児童の権利条約アップデート」No.28-E ユニセフ駐日事務所 → TEL 03-3475-1617
- ⑭ 「子どもの権利条約批准に関し、留保・解釈宣言・訳文についての意見」 日本弁護士連合会
→ TEL 03-3580-9841
- ⑮ 「第3回全国附添人経験交流集会資料」 日本弁護士連合会 → TEL 03-3580-9841

ですよ。立法府で我々が言っただけで政策転換してもらった。文部大臣が閣議に行っただけで必要な意見を述べるといえることはできませんよ。これは外務省が決めることじゃないですよ。それは国際条約の問題だから所轄はといたって、事教育と密接な関係を持っているんですから。前の鳩山さんはいいと言ったのですよ。社会党さん、余り国内法の問題で責めないならネーミングを素直にしましょうよと彼が言っていたんですよ。もう少しそれを継承発展しなければ、行政というものは。

これ以上やってもしょうがないから、次の問題に入ります。

◆ 1993年2月23日、参議院文教委員会での 肥田美代子議員(社会党)の質疑から ◇

○肥田美代子君 それでは話題を変えさせていただきます。子供の権利条約についてなんです。

先日、衆議院の文教委員会でちょっと傍聴させていただきました。その際に、この権利条約の批准の意義について文部大臣がお答えになっていらっしゃいましたけれども、あのときは多分嶋崎委員のとっさの質問でございまして、恐らく大臣のお答えはあれじゃちょっと言葉が足りなかったとお考えじゃないかと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(森山眞弓君) 児童の権利条約の意義についてということでご質問かと思いますが、これは児童の権利に関するいろいろなことを定めておりますけれども、主として世界の多くの児童が今日でもなお飢えとか貧困とかそういう大変困難な状況に置かれているという現状に堪がみまして、グローバルな観点から教育も含む児童の権利保障の推進を目指したものというふうに認識しております。

この条約は、児童生徒の心身ともに健全な発展のために教育を初め各種の特別な保護と援助とを確保しようとするものであります。我が国といたしましては、日本国憲法にもそのような趣旨が書いてございまして、国際人権規約、昭和54年に我が国も批准いたしました。これとも軌を一にするものでございまして、基本的に教育基本法、学校教育法などに規定されてお

ります。我が国の教育の目的、目標の趣旨に合致するものと考えております。

我が国といたしましても平成2年の9月にこの条約に署名いたしまして、昨年3月に国会に提出いたしまして、批准のために御審議をお願いしているという状況でございます。

○肥田美代子君 今、大臣がおっしゃいましたのは立法者の意思ということで、私はそれはよくわかるのでございますけれども、ただ、やはり政治家でいらっしゃいます文部大臣がお答えになる言葉といたしましては少しまだ足りないような気がするんです。条約の趣旨は、やはりその国その国の子供の状況にこの条約をあてはめていって子供の一日一日を本当に幸せにしていこうということでございます。例えば日本の子供たちの状況は、じゃ本当に憲法があるから、ほかの法律や条約があるから十分に守られているかといいますと、決してそうじゃないと思うんですね。子供に関するいろんな今事件が起こっているということをもう一度考えていただきましてお答えいただきたいと思っております。

○国務大臣(森山眞弓君) おっしゃいますとおり、我が国には先ほど申し上げたようないろいろな法律がございまして、法律制度はこの条約と一致しているということが言えると思うんですけれども、現実の現場においてはいろいろな問題があるということはおっしゃるとおりでございます。

ですから、先ほど来お話が出ておりますように、いろいろな問題点に対処するべくいろいろ努力をしているわけでございまして、例えば先ほどの話にもありまして、児童生徒の個性やその希望や可能性を十分尊重して、それらが十分に伸びるような教育、指導、学校運営を行うように今教育の改革をいろいろなレベルで行っているところでございます。

この条約を契機といたしましてさらに一層の推進に努めていきたい、そういうふうに考えます。

○肥田美代子君 まあ、安心いたしました。

それで次は、児童か子供かという条約のネーミングの問題でございまして、この間大臣が嶋

崎委員の質問に対しまして、お気持ちには同感、しかし残念ながら変えられません、遺憾ですというふうに答えていらっしゃるのを記憶しているんですが、恐らく大臣は世論が今どう動いているかということについては十分御承知だと思います。それで残念ながら変えられないというのは、私は本当にそうなのかなという気がいたしております。

なぜなら、この条約は多国間条約でありまして、日本語は正文じゃないんですね。単なる日本語の訳文なんです。ですから、例えば宮澤総理がPKO協力法のときにもっと国民にわかりやすい言葉に書きかえようとおっしゃいましたけれども、あのときは法律の正文が日本語でございましたから、結局通称名ということで変更になったと記憶しています。法務省も刑法をよりわかりやすい言葉に変えようという努力もぼつぼつし始めておられるようですが、やはり法律用語というのは日常生活の中で生きた言葉、生活の中により密着した言葉であるべきだと私は思うんです。

それで、うちの児童はわんぱくでねと言うお母さんがいれば別ですけれども、普通は、うちの子供はわんぱくでねというふうに言うと思います。まして、私は心配するんですが、学校現場で児童は小学生のみです。中学校、高校は生徒と言います。この条約は42条に広報の義務も明記してあります。ですから、中学校、高校の生徒に児童の権利条約というネーミングで手渡した場合、かなりの違和感があると私は思うんです。

この間、私はある中学生新聞で、中学校、高校の生徒が、僕たちは児童じゃなくて子供と呼んでほしいというような一文を見ましたが、これはかなり大切なところでして、この条約は子供たちのものですから、特に子供たちの意見を聞かなきゃいけないし子供たち中心に決めなきゃいけないと思うんです。

ですから、さっきも申しましたように、私は今でもその気になればこの名称は変えられると思うんです。いろいろ自民党さんの中にも制約はあるとは思いますが、ただ政府が出し直しをすればいいというまだ段階なんですよ。ですから、私たち女性議員もこの間署名を集めまして宮澤さんのところに持っていったんです。

超党派の女性議員が皆さん署名をしてくださいました。これをもし出し直すということになれば全野党は大賛成ですし、自民党さんの中にもとてもやっぱりセンスのいい方がいっぱいいらっしゃいまして賛成して下さっていらっしゃいます。ですから、変えられないというのは外務省のメンツだけの問題じゃないかと思うんです。そのメンツを今大切にするときなのかどうかにとっても疑問を感じますし、ここで大臣は閣僚の中で子供たちの唯一の味方なんです。ですから、どうか汗を流していただきたいんです。

本当に大変なこともかもしれませんけれども、やる気になればやれると思いますので、その辺のお気持ちを伺って、私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(森山眞弓君) 条約の訳文というのは御承知のように外務省と内閣法制局というところでやるわけですが、そのときに日本語として適当な言葉であるかどうかというほかに、ほかの法令やほかの条約でどう呼んでいるかということと、同じ定義のものであれば同じような言葉を使わないと食い違いが生じますので、そういうことを専門的に検討して訳文を決めると聞いております。

この児童という言葉ですが、今おっしゃいますように、中学生は生徒だと言われましたけれども、例えば児童福祉法とか児童手当法などは18歳までを児童と呼んでいるわけですが、そのような法律、そのほかの類似の法律との整合性ということを考えて児童というふうに訳するのが適当だと判断されたと聞いております。

ですから、日本政府が批准する条約ということになりますと、やはり日本国内の今までにあります法律や条約の内容と同じものは同じ言葉で示すというふうにしていくことが原則でございましょうから、そういうことを聞きますと、この条約だけを見ますと先生の言われるような気持ちもわからないことはないし、子供たちはましてほかの法律との関係について特に深く承知しているわけではないでしょうからそういうふうにも無理はないと思いますけれども、この条約について名称を児童の権利条約というふうと呼ぶことになっているというふうに思いますし、メンツではなくて、むしろ法律制度の

整合性という意味があるのだというふうに私は解釈しております。

○肥田美代子君 濟みません、終わろうと思いましたがけれども、もう一言だけ言わせてください。

確かに整合性は大事なんですけども、じゃ本当に整合性が唯一大切なものかといいますと、例えば条約の中には婦人という言葉もございませぬし女子という言葉もございませぬ。法律の中には「こどもの日」という言葉もございませぬから、整合性ということでは私は余りこれは説明にはならないと思うんです。さっき大臣は児童福祉法のことをおっしゃいましたけれども、児童ということになりますと各法律の年齢の区切りが違うんです。道路交通法などでは6歳から13歳です。ですから、それぞれの法律でこれだけ児童の区切りが違うにもかかわらず、新しい条約にまでまた児童という言葉を使うのはいかがなものか。むしろ私は、そうなりますと、児童とした場合には日本の法律の方をさわらなきゃいけないんじゃないかなという気もするんです。法制局の方も児童を子供にしたからといって問題にはならないというようなことははっきりおっしゃっていらっしゃいますし、私は法律の用語の統一性なんかで逃げられては困ると思うんです。ですから、その辺、もう少し直す努力をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) 別に逃げるつもりではございません。しかし、法律用語の統一性、整合性ということはそれほど大事ではないというふうにお考えかもしれませんけれども、これまた一つの要件であることは確かでございます、これを全く無視することはできないと思うんです。

ですから、個人的な気持ちとしては先生のおっしゃることもよく理解できますし世間一般の方々がどのように感じていらっしゃるかということも承知はしているつもりでございますけれども、この条約の正式な名称としては児童の権利条約ということではいかざるを得ないというふうに思っております。

▶P7から→

12 子どもの権利条約の情勢と今後の運動の具体的なとりくみが良くわかりました。名称を「子どもの……」にすることに全力をあげてほしい。(進藤幸雄=教員)

13 所属団体から聞いて参加。学校教育法の改正により、校則問題を解決する必要がある。海外の各国での批准後の対応などについて教えてほしい。子どもの人権連の会員申し込みをします。(地志岐玲子=教員)

14 大きな組織と集会であることに驚きました。知人から聞いて参加しました。これからの教育のあり方についての講座を希望します。(明石慶子=市役所勤務)

15 子どもの人権連から送っていただいた案内で参加しました。自民党の代表の方も挨拶されたのが印象的でしたが、民社党と日本新党の代表の方のお話を聞けなかったのが残念でした。今回は、今回欠席されたこれらの党の代表の方のご挨拶を聞きたいと思います。(増田玲子=主婦)

▶P9から→

せるための具体的計画を策定すること。

5. 条約実施のための予算を確保すること。また、自治体が施策を行なうことを国として奨励すること。

◆ 子どもの人権と教育関係の報道と記録から…… ◆

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2/26(金)	東南アジア系の出稼ぎ女性とみられる母親から生まれたアンデレちゃん(2歳)の日本国籍確認訴訟で東京地裁が日本国籍認める判決。 → 法務省入国管理局によると全国の無国籍児(4歳以下)は1990年末で74人。その後も無国籍児が各地で新たに確認されている。	3/9(火)	利条約」の批准国が131ヵ国」署名をすませ批准の準備をしている国=25ヵ国、いずれもしていない国=30ヵ国と発表。(「児童の権利条約」アップデート: No.28-E)
3/3(水)	国立公衆衛生院が中高生を使い制服姿で「たばこください」と38店でテスト。25店がフリーパス、2店は「自販機で」、1店だけが「ダメ」と調査結果発表。(この項3月3日報道記事)	3/9(火)	自民党の文教部会と文教制度調査会、学校制度や私学助成のあり方などを見直すため、6つのプロジェクトチーム発足を決める。①生涯学習社会における学校制度のあり方、②教育行政制度及び教員の資質向上、③大学改革、④学術・文化・国際交流、⑤私学助成、⑥体育・スポーツ振興。
3/4(木)	家庭内暴力に耐えかね、長男(当時23歳)を刺殺したとして殺人罪に問われている元高校教諭夫妻に浦和地裁が「情状認め猶予」判決。(求刑=懲役7年と6年) → 判決=両被告とも懲役3年、執行猶予5年) → 浦和地検が3月17日、量刑不当と東京高裁に控訴	3/10(水)	学校から業者テストを一掃する事務次官通知を徹底する文部省主催の都道府県教育委員会等指導事務・私立学校主管部課長等合同会議が開催。
3/4(木)	アメリカ税関当局が、全米15州の40ヵ所でパソコン通信を利用した児童ポルノ・ネットの会員を摘発。デンマークに本部を置く国際的な児童ポルノ・ネットの存在が判明。 神奈川県大和市教育委員会、市立小、中学校の卒業式での「日の丸」「君が代」をめぐる全29校分の職員会議録を情報公開制度にもとづいて公開。 → 3月10日、神奈川県相模原市教育委員会も同様の開示。	3/10(水)	文部省、学校教育法施行規則、高等学校設置基準などの関係省令を改正。これは、全日制の単位制高校を創設することや高校学科制度を普通科と専門学科(主として職業学科)の2本立てから総合学科を加えた3本立てにするなどのため。
3/9(火)	ユニセフ駐日事務所、「子どもの権	3/11(木)	埼玉県飯能市の市立中学校、「金髪では卒業式に出席させない」と言われ、職員室で暴れ出した男子生徒11人が、校長から110番通報を受けた警察に現行犯逮捕される。 → 11人中7人は夜になって帰宅。留置、地検川越支部に送検され4人は12日夜までに帰宅。
		3/13(土)	北海道千歳市の市立中学校で、中3の女生徒が左腕に硫酸をかけていじめに抗議する事件おきる。父

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	母らが札幌法務局人権擁護部に訴えた。(この項 3月13日報道記事)		まれて窒息死した事件(93年1月13日発生)で、上級生ら7人が傷害、監禁致死の疑いで逮捕・補導(1月18日)される。2月23日、山形家裁は逮捕された3人の観護措置を取り消し、自宅。今後は在宅のまま審判を続ける。(少年鑑別所の収容期限は4週間。
3/13(土)	埼玉県浦和市で、業者テスト・偏差値問題シンポジウム「みんなが入れる、身近かな高本」(日教組主催)が開催。		→7人のうち6人が非行事実を否認、アリバイなどを主張したため、審理が長期化し、山形家裁の決定は早くとも4月末までずれ込むと同家裁関係者。なお、山形県警は「捜査終結」(1月29日)後も補充捜査を行なっている。(この項 3月19日報道記事)
3/14(日)	掲示新聞「学校保健ニュース」(日本写真新聞社発行) 3月5日号、「エイズは確実に死ぬ病気、「純潔こそがエイズを防ぐ唯一の手段」の見出しでエイズ防止をとりあげ、「HIVと人権・情報センター」などが問題視。(この項 3月14日報道記事)		
3/16(火)	埼玉県飯能市の市立中学校で、3月11日逮捕された11人の男子生徒、クラスメートらが「一緒に卒業式に出よう」という誘いで標準服、髪も黒に戻し卒業式に出席。	3/19(金)	政府が国会に批准の承認を求めている「子ども(政府訳=児童)の権利条約」について、日弁連が「子どもの権利条約批准に関し、留保・解釈宣言・訳文についての意見」を発表。
3/16(火)	第1次家永教科書訴訟の上告審で、最高裁第3小法廷、二審判決を支持し家永氏側の上告を棄却する判決で、教科書検定は合憲と判断。	3/23(火)	「日の丸」判決(1987年の沖縄国体会場で、日の丸旗を焼き捨て器物損壊、威力業務妨害に問われた裁判に対する那覇地裁結審)。「国民から日の丸以外に国旗として扱われているものはなく、多数の国民が、日の丸を国旗として用いている」「国内関係においては、国旗について何らの行為も義務づけていない」などの認識を示す。
3/17(水)	子どもの人権連、批准の会が「は・じ・ま・る・ヨ、国会審議が!! ～子どもの権利条約の早期完全批准を求める3・17緊急集会」を衆議院第2議員会館で開催。	3/23(火)	国際労働機関(ILO)、世界各地で子どもを含む数百万人の人々が、奴隷、負債返済のための使役などの形で苦境におかれている現状を告発した「世界労働報告1993年」を発表。
3/19(金)	文部省、93年4月から「登校拒否」の児童・生徒が学校外の適応指導教育などに通う場合、電車やバスの通学定期が認められるようになったとして各都道府県教委に通知周知徹底を求めた。	3/24(水)	4月から情報公開制度がスタートする埼玉県鴻巣市の「鴻巣の教育を考える市民の会」らが学校の内申書の開示運動を進めている。(この項 3月24日報道記事)
3/19(金)	日弁連(日本弁護士連合会)子どもの権利委員会が、全国付添人経験交流集会を(福岡市)3月上旬開く。中学校の指導方法に「管理主義、警察に頼りがち」と実例あげ問題提起。(この項 3月19日報道記事)		
3/19(金)	山形県新庄市の市立中学で、1年生の児玉有平君がマットに押しこ		

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
3/25(木)	三重県教育委員会は、今春から公立高校の合格者名簿をメディアに提供することをやめた。合格者名簿を個人情報ととらえ、保護しようとした結果で、引き金となったのは「合格者の新聞掲載はプライバシーの侵害」と訴える中学生たちの手紙。(この項3月25日報道記事)		
3/26(金)	長野県小諸市役所で、偽造旅券で入国中のタイ人女性が生んだ男の子が日本人として戸籍登録された。日本人父親が出産前に胎児を自分の子だと認める「胎児認知」をしたため。		

◆ 広報委員会からのお知らせとお願い ◆

- ① ご好評をいただいています特集／無国籍・外国籍の子どもと子どもの権利条約(第2回公開講座報告・第3回)は誌面の都合で掲載を延期いたしますので、ご了承下さい。
- ② 本号(No.17号)より、新企画として「子どもの人権と教育関係の報道と記録から……」を掲載します。子どもの人権問題を考える報道記録を今後継続的に連載します。
- ③ 子どもの人権連へのご意見、問題・活動報告な

どをお寄せ下さい。また、会員のみなさまの研究報告も歓迎します。お気軽に投稿下さい。

- ④ 子どもの人権連へのご連絡は、
TEL=03-3265-2174 FAX=03-3230-0172
です。

子どもの人権連広報委員会

◆ 子どもの人権連の活動日誌 (No.6/1992年12月~93年3月) ◆

- 92年12月10日(木) 第125回(臨時)国会閉会
 → 第123通常国会以降継続審議の「子どもの権利条約」(政府訳=「児童の……」)批准承認案件は、ふたたび継続審議となる。
- 12月17日(木) 第5回学習研究委員会(15:00~18:00/日本教育会館)
 → 学習研究委員会活動(「子どもの権利条約対訳集」,「今日から子どもの権利条約」の制作などの反省と、子どもの権利基本法(仮称)制定にむけた骨格討議の展望、第126通常国会にむけた諸準備などを協議。
- 93年1月10日(日)~13日(木) 日教組第42次教育研究全国集会(秋田)
 → 組織国民運動委員会事務局長=高橋公氏出席
- 1月22日(金) 第126通常国会開会(会期は150日間/6月20日までの予定)
 → 国会の勢力分野
 (衆) 自民=274、社会=141、公明=46、共産=16、民社=13、無所属=7、欠員=10(計512)。
 (参) 自民=106、社会=73、公明=24、共産=11、民社=11、連合=11、二院ク=5、日本新党=4、無所属=7、欠員=0(計252)。
- 1月25日(月) 第6回警察小委員会(15:30~18:30/日本教育会館)
 → これまでの活動経過についての総括と今後の活動内容について協議。
- 1月28日(木) 衆議院予算委員会、嶋崎議員(社)が「条約」について質問。
 → 条約名称を閣議で再検討の上、今国会で承認の手続をとるべきと主張。外務省は「児童の……」に固執。
- 2月6日(土) [講師あっせん] 学校コミュニティユニオン愛知
- 2月12日(金) 代表委員・事務局会議(17:00~20:00/日本教育会館)
 → 子どもの権利条約学習会=事務局員&広報委員の平野裕二氏講演。
- 2月17日(水) 衆議院文教委員会、嶋崎議員(社)が「条約」について質問
 → なぜ、児童の……に拘泥するのか?と質問。文部省は整合性論で児童の……と言わざるを得ない、まことに遺憾と答弁。
- 2月23日(火) 参議院文教委員会、肥田美代子議員(社)が「条約」について質問
 → 法律用語等の整合性を強調すると逆に法律の方をさわらなきゃならないのでは?と追及。個人的な気持ち、世間一般の感じ方も承知しているが、児童の……でいくと文部大臣答弁。
- 3月2日(火) ① 団体会員=部落解放同盟大会(京都)
 ② 社会党教育文化局長=谷畑孝参議院議員(大阪)と懇談
 ③ 社会党「子どもの権利条約批准対策特別委員会」(委員長=土井たか子氏)第1回学習会(13:00~15:00/衆議院第2議員会館)
 → 講師=永井憲一氏(法政大学教授、子どもの人権連代表委員)
 ④ 第6回代表委員・事務局会議(15:30~17:00/衆議員第2議員会館)
 → ① 国会での審議状況に合わせた活動展開について協議
 ② 3月17日に緊急集会を議員会館

	において実施すること、全政党の代表に参加要請することなどを確認	3月22日(木)	参議院予算委員会、浜四津敏子議員(公明)が「条約」について質問
3月3日(木)	社会党・特別委員会第2回学習会(8:00~10:00/衆議院第2議員会館) →講師=荒牧重人氏(山梨学院大学助教授、子どもの人権学習研究委員)	3月23日(金)	参議院予算委員会、肥田美代子議員(社)が「条約」について質問
3月4日(木)	社会党・特別委員会第3回学習会(8:00~10:00/衆議院第2議員会館) →講師=吉峯康博氏(弁護士、子ども人権連会員)、長谷川重夫氏(東京育成園園長、子どもの人権連会員)	3月26日(月)	参議院文教委員会、森暢子議員(社)が「条約」について質問
3月5日(金)	社会党・特別委員会第4回学習会(8:00~10:00/衆議院第2議員会館) →講師=平野裕二氏(ARC代表、子どもの人権連広報委員)、世取山氏氏(一ツ橋大学講師)		
3月6日(土)	1993年度政府予算案衆議院通過		
3月9日(火)	社会党・特別委員会、部落解放同盟・自治労・日教組の運動団体からヒアリング		
3月10日(水)	日本教職員組合第125回中央委員会、「子どもの権利条約の早期完全批准と具体的施策づくりを求める決議」を採択		
3月12日(金)	衆議院予算委員会第3分科会、菅直人議員(社民連)が「条約」について質問		
3月17日(木)	は・じ・ま・る・ヨ、国会審議が!! →子どもの権利条約の早期完全批准を求める3・17緊急集会と、関係省庁要請及び議員要請行動(13:00~17:00/衆議院第2議員会館)		

◆ 子どもの人権連 よびかけの趣意書 ◆

1989年11月20日、国連で「子どもの権利条約」が採択されました。この条約は、同じく国連で採択された「子どもの権利宣言」(1959年)を発展させて各国を法的に義務づけた画期的なもので、子どもの権利をさらに包括的かつ確実に保障していこうという国際的なとりくみを反映しています。

またわが国においても、1947年には日本国憲法の精神にのっとり教育基本法が制定され、また1951年には、国連「子どもの権利宣言」に先立つこと8年、やはり子どもを権利の主体としてとらえた「児童憲章」が制定されていました。

わが国の、そして世界の子どもたちが置かれている現状は、このようなさまざまな文書の理念を照らしてみても、満足のいくものと言えるでしょうか。

いっけん豊かに見えるわが国の子どもたちも、学校で、家庭で、社会で、さまざまな形で苦しめられています。また、飢餓・戦争・天災・環境汚染などのあおりを受けて生命・発達の権利すら奪われている子どもも、世界には少なくありません。

このことは、言うなれば“子ども差別”がこれまでのおとな社会を支配してきたことの表れです。子どもたちはあらゆる場面で、固有の権利を無視あるいは軽視されてきたのです。

1990年9月には国連で「子どものための世界サミット」が開かれ、世界の半数以上の国の国家元首が参加しました。今年6月には、子どもたちに手渡していく地球環境をめぐる「地球サミット」(ブラジル)も開かれています。

私たち「子どもの人権連」は、1986年の発

足以来、子どもたちの権利を考え保障していくための運動に取り組んできました。世界が“子ども優先の原則”に向かおうとしているいまこそ、グローバルな問題を視野に入れながら、それぞれの地域・家庭・職場、学校での取り組みをさらに充実させていくことが必要です。

そこで、次の課題を提起します。

- ① 学校・家庭をはじめとするさまざまな場面で起こっている子どもの人権侵害をなくすための運動をおこします。
- ② 子どもの権利にたいする社会の認識を広げ、深めていきます。
- ③ 子どもの権利についての国際的な交流に力を入れます。
- ④ 子どもの人権を保障する現行法制度を点検し、その改善のための提案を積極的に行ないます。
- ⑤ 日本の「子どもの権利基本法」(仮称)制定に向けて、国民的議論をおこしていきます。

みなさまの積極的なご賛同を心から呼びかけます。 1992年6月

よびかけ人代表 (50音順)

一番ヶ瀬	康子
大田	堯
大場	昭寿
鈴木	祥蔵
寺澤	亮一
永井	憲一

◆ 広報委員会から……/平野裕二 (広報委員)

◆ 4月22日(木)、衆院本会議で子どもの権利条約批准承認案件の趣旨説明が行われた。案件提出からおよそ1年、ようやく国会で本格的な審議がスタートしたわけだ。

◆ 当日は、子どもの人権連や子どもの権利条約ネットワークなどの呼びかけに応じて50人近くの傍聴者が集まり、4党派(社・公・共・民)の代表質問とそれに対する政府答弁に耳を傾けていた。

◆ しかし、政府答弁はあいかわらず消極的で、具体的に何をやろうとしているのかつかめない発言に終始。「名称を『子ども』に改める考えはない」(武藤外相)、「条約第2条は不合理な差別を禁止する趣旨であり、嫡出・非嫡出の区別は必然的な差異であって民法を改正する必要はない」(後藤田法相)、「意見表明権の規定は、停学や退学などの懲戒処分のさいに本人の言い分を述べる機会が与えられなければならないとの趣旨で、校則やカリキュラムなどに関して子どもの意見を無制限に聞き入れよというものではない」(森山文相)、「オンブズマンの設置については、児童相談所や人権擁護機関など既存の相談活動を強化すればよく、新制度を設ける必要はない」(宮沢総理)……と、まさにないないづくしの後ろ向き答弁ばかりである。

◆ 懲戒処分のさいにどのような手続にもとづいて生徒の意見を聞くのか、あるいは既存の相談活動をどのように強化するつもりなのか、そこだけでも具体的に打ち出すならばまだ救いはあるのだが、それもない。とりあえず批准しちやえば事足りれりという、最底の態度である。

◆ 外務委員会の審議は連休明けに始まり、今国会中には確実に批准承認がなされる見込みだ。これまで積み上げてきた活動をどれだけ批准後につなげていけるかもいまから考えておく必要があるだろう。

お・知・ら・せ

- ① 住所を変更された時は、ハガキに新旧両住所併記のうえ、事務局までお知らせください。電話での変更通知はご遠慮ください。
- ② 住居表示が変更になった場合も上記と同様におねがいたします。
- ③ 会員の方が有料の広報出版物を購入される場合、頒価の20%offとなります。お申し込みの際は、必ず会員である旨をお知らせください。
- ④ 本誌送本の宛名の下に会員コードナンバーと、会費切れ年月日を記載しております。原則として毎月末に会費切れの方へ請求書と郵便振込用紙をお送りしますので、お早目にご送金願います。

(例) 一ツ橋 千代子様

A-10356/'94.09.15

↳個人会員 ↳会費切れ
コードナンバー 年月日

※ 団体会員の場合は、B-標識です。

☆ 編集スタッフ ☆

編集長

福山真劫 (子どもの人権連事務局次長
自治労社会福祉協議会事務局長)

編集委員

笠井博徳 (子どもの人権連事務局員
日教組教育文化運動局書記)

菅源太郎 (子どもの人権連事務局員)

高橋公 (子どもの人権連事務局員
自治労社会保険局書記)

平野裕二 (子どもの人権連事務局員
ARC代表・チルドレンズレポート編集長)

● いんぷおめーしょん/子どもの人権連No.17 1993年4月25日発行

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

◆ 発行&編集人

子どもの人権連広報委員会/福山真劫

◆ 事務局

〒101 東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館6F
TEL 03(3265)2174 FAX 03(3230)0172
郵便振替/東京 8-18438 (子どもの人権連)

◆ 年間購読料

3,000円 (ただし、会員は会費に含む)

子どもの人権連の本



今日から 子どもの権利条約

子どもの人権連ブックレットNo.2
A4版/500円(〒240円)

☆学校教育や教育行政において、子どもの権利を保障していくことが日本の子どもの権利保障のカギのひとつであるとの立場から編集されたもの。30数項目の質問にこたえる形式をとり、どこから読み始めても読者の要望にこたえられるユニークな解説書。

子どもの権利条約 対訳集 子どもの人権連ブックレットNo.3 児童の権利条約 A5版/500円(〒240円)

☆1989年11月20日、国連で採択され、1990年9月2日国際法として発効した *Convention on the Rights of the Child* の全条対訳を英文、国際教育法研究会訳、政府訳、ユニセフ駐日事務所訳(仮訳)で示した貴重な学習研究資料集。

☆また、92年3月13日、政府が閣議決定した「児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件」など政府資料も掲載し、〈子どもの権利条約の批准にあたって—その問題点と課題〉を多角的に明らかにした解説も同時収録。

子どもの権利条約と国内法の問題点 300円(〒240円)

☆子どもの権利条約の各条文毎に関連国内法規などを明記し、国内法制度のどこが問題点であるかを明らかにしたパンフレット。
条約批准にむけて、関連国内法制度の整備充実は緊急なテーマ。

子どもの権利条約、実施のためのQ&A 1,000円(〒240円)

☆権利条約の理念と諸規定を日本で実施するための問題点の整理を豊富な関連資料を使って解説。子どものための世界サミットの宣言、権利条約関連の文献リストなども収録。

子どもの権利条約 絵はがきセット(8枚ケース入り) 200円(〒72円)

全党に聞く。どう考える? 子どもの権利条約 1,000円(〒240円)

子どもの権利条約 1,000円(〒240円)

子どもの人権読本 1,000円(〒240円)

☆会員情報誌(月刊) ☆いんふおめーしょん 子どもの人権連

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN
TEL 03-3265-2174 FAX 03-3230-0172 郵便振替 東京 8-18438
東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館6F